

国立研究開発法人国立環境研究所知的財産取扱規程

平成13年4月1日 規程第34号

平成24年10月1日 改正

平成27年4月1日 改正

平成28年4月1日 改正

平成29年7月3日 改正

平成31年2月19日 改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）において調査研究に従事し、又は従事した役職員等により創出された知的財産について、研究所とその役職員等との関係を明確にするとともに、必要な事項を定めることにより、その適切な管理と活用を図るとともに、創出者の権利を保障し、新たな創出及び研究意欲の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 役職員等とは、研究所の役員、職員、任期付職員及び契約職員をいう。
- 二 発明等とは、特許法（昭和34年法律第121号）第2条第1項に規定する発明、実用新案法（昭和34年法律第123号）第2条第1項に規定する考案及び意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第1項に規定する意匠をいう。
- 三 ノウハウとは、秘密性を有し、適当な形で特定・識別され、かつ財産的な価値を持つ一群の技術情報をいう。
- 四 成果有体物とは、学術的、財産的及びその他の価値を有する研究成果としての有体物であって、次のアからウに該当するものをいう。
 - ア 研究開発の際に創出又は取得されたものであって、研究開発の目的を達成したことを示すもの
 - イ 研究開発の際に創出又は取得されたものであって、アを得るのに利用されるもの
 - ウ ア又はイを創出又は取得するに際して、派生して創出又は取得されたもの
- 五 知的財産とは、発明等、種苗法（平成10年法律第83号）第2条第2項に規定する植物の品種（以下「植物の新品種」という。）、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2及び第10号の3に規定する著作物（以下「プログラム等」という。）、商標法（昭和34年法律第127号）第2条第1項に規定する商標、ノウハウ及び成果有体物をいう。
- 六 特許を受ける権利等とは、特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利及び意匠登録を受ける権利をいう。

- 七 特許権等とは、特許権、実用新案権及び意匠権をいう。
- 八 知的財産権とは、特許を受ける権利等、特許権等、品種登録を受ける地位、育成者権、プログラム等に係る著作権、商標権、ノウハウに係る権利及び成果有体物に係る権利をいう。
- 九 職務発明等とは、役職員等が創出した知的財産であって、その内容が国立研究開発法人国立環境研究所法（平成 11 年法律第 216 号）第 11 条に規定する業務の範囲に属し、かつ、当該知的財産を創出するに至った行為が研究所における当該役職員等の現在又は過去の職務に属するものをいう。
- 十 職務発明者とは、職務発明等の創出を行った役職員等をいう。
- 十一 職務発明に係る権利とは、職務発明等に基づいて発生した知的財産権をいう。
- 十二 ユニット長とは、企画部、総務部、環境情報部、監査室、研究センター及び福島支部の長をいう。

第 2 章 発明等

（届出）

第 3 条 役職員等は発明等を創出したときは、速やかに様式 1-1 により知的財産創出の届出書を所属ユニット長等を経由して理事長に提出しなければならない。

（職務発明等の認定等）

第 4 条 理事長は、前条の届出を受理したときは、速やかに当該届出に係る発明等が職務発明等であるかどうかの認定を行うものとする。

2 理事長は、本条第 1 項の認定を行った場合は、直ちにその結果を、理由を付して、当該役職員等にその所属するユニット長等を経由して通知するものとする。

3 本条第 1 項で職務発明等と認定された場合は、その特許を受ける権利等は、職務発明等の発生時から研究所に帰属する。

4 本条第 1 項で職務発明等ではないと認定された当該役職員等は、当該発明等に係る特許を受ける権利等を所有するものとする。

（発明等の権利化等）

第 5 条 理事長は、前条の規定により職務発明等と認定された発明等について、出願による権利化の手続きを行うか否かに関する決定を行うものとする。

2 理事長は、職務発明等であってもその権利化を行わないと決定したときは、その旨を速やかに当該職務発明者に通知する。

3 前項の通知を受けた職務発明者は、自己の費用により自ら手続きを行うことを条件に、職務発明等に係る特許を受ける権利等の返還を求めることができるものとする。

（権利放棄等）

第6条 理事長は、出願を行った職務発明等について活用の可能性がないと判断した場合には、当該職務発明等に係る特許権等の取得及び維持を行わないこと（以下「権利放棄」という。）ができるものとする。

2 理事長は、権利放棄を行う場合は、その旨を速やかに職務発明者に通知する。

3 前項の通知を受けた職務発明者は、自己の費用により自ら手続きを行うことを条件に、放棄を行った職務発明等に係る権利の返還を求めることができるものとする。

（発明等に係る補償）

第7条 研究所が所有する職務発明に係る特許を受ける権利等又は特許権等に基づき、次の各号に記載する出願、権利化、あるいは実施化したときは、研究所は、当該職務発明者に対し別に定める補償金を支払うものとする。

一 研究所が、その発明等について権利化のための出願をしたとき（出願補償）

二 出願した発明等が、登録され権利化されたとき（登録補償）

三 出願した発明等に係る特許権等が活用されたとき（実施補償）

第3章 植物の新品種

（届出）

第8条 役員等は植物の新品種を創出したときは、速やかに様式 1-1 により知的財産創出の届出書を所属ユニット長を経由して理事長に提出しなければならない。

（職務発明等の認定等）

第9条 理事長は、前条の届出を受理したときは、速やかに当該届出に係る植物の新品種が職務発明等であるかどうかの認定を行うものとする。

2 理事長は、本条第1項の認定を行った場合は、直ちにその結果を、理由を付して、当該役員等にその所属するユニット長を経由して通知するものとする。

3 本条第1項で職務発明等と認定された場合は、その品種登録を受ける地位は研究所が承継する。職務発明者は、速やかに当該権利等に係る譲渡証書を様式2により理事長に提出するものとする。

4 本条第1項で職務発明等ではないと認定された当該役員等は、当該品種登録を受ける地位を所有するものとする。

（植物の新品種の権利化等）

第10条 理事長は、前条の規定により職務発明等と認定された植物の新品種について、出願による権利化の手続きを行うか否かに関する決定を行うものとする。

2 理事長は、職務発明等であってもその権利化を行わないと決定したときは、その旨を速やかに当該職務発明者に通知する。

3 前項の通知を受けた職務発明者は、自己の費用により自ら手続きを行うことを条件に、職務発明等に

係る特許を受ける権利等の返還を求めることができるものとする。

(権利放棄等)

第 1 1 条 理事長は、出願を行った職務発明等について活用の可能性がないと判断した場合には、当該職務発明等に係る育成者権の取得及び維持を行わないこと（以下「権利放棄」という。）ができるものとする。

2 理事長は、権利放棄を行う場合は、その旨を速やかに職務発明者に通知する。

3 前項の通知を受けた職務発明者は、自己の費用により自ら手続きを行うことを条件に、放棄を行った職務発明等に係る権利の返還を求めることができるものとする。

(植物の新品種に係る補償)

第 1 2 条 職務発明者が第 9 条第 3 項により植物の新品種に係る譲渡証書を理事長に提出し、研究所が次の各号に記載する出願、権利化、あるいは実施化したときは、研究所は、当該職務発明者に対し別に定める補償金を支払うものとする。

一 研究所が、その植物の新品種について権利化のための出願をしたとき（出願補償）

二 出願した植物の新品種が、登録され権利化されたとき（登録補償）

三 出願した植物の新品種に係る育成者権が活用されたとき（実施補償）

第 4 章 プログラム等

(届出)

第 1 3 条 役職員等は、自己が創出したプログラム等が次の各号のいずれかに該当する場合は、様式 1-1 により知的財産創出の届出書を所属ユニット長を経由して理事長に提出しなければならない。

一 有償又は無償を問わず研究所以外の者に利用させる場合

二 財産的価値が顕在化した場合

三 その他必要と認める場合

(職務発明等の認定等及び登録等)

第 1 4 条 理事長は、前条の届出を受理したときは、速やかに当該届出に係るプログラム等が職務発明等であるかどうかの認定を行うものとする。

2 理事長は、本条第 1 項の認定を行った場合は、直ちにその結果を、理由を付して、当該役職員等にその所属するユニット長を経由して通知するものとする。

3 本条第 1 項で職務発明等と認定された場合は、当該プログラム等に係る著作権は研究所が承継する。職務発明者は、速やかに当該権利に係る譲渡証書を様式 2 により理事長に提出するものとする。

4 本条第 1 項で職務発明等ではないと認定された当該役職員等は、当該プログラム等に係る著作権を所有するものとする。

5 理事長は、前項の規定に基づき、当該プログラム等に係る著作権を承継する事とした場合において、著作権法等に基づく登録が必要であると認めるときは、速やかに登録手続を行うものとする。

(著作者人格権の不行使)

第15条 第14条第3項の規定に基づき、研究所がプログラム等の著作権を承継することとしたプログラム等の創出者は、著作権法第17条に規定する著作者人格権を行使しないものとする。

(著作物に係る補償)

第16条 プログラム等の創出者に対し、当該プログラム等に係る著作権の研究所への譲渡対価として、第7条第1項第3号の規定に定める実施補償金を支払うものとする。

第5章 商標

(届出)

第17条 役職員等は、自己が創出した商標又は他人より取得した商標が次の各号のいずれかに該当する場合は、様式1-2により商標登録の届出書を所属ユニット長を経由して理事長に提出しなければならない。

- 一 研究所の名称あるいは事業名等の悪用により、研究所の信用を毀損することのないように権利取得が必要と認められる場合
- 二 その他必要と認める場合

(商標の権利化等)

第18条 理事長は、前条の届出を受理したときは、当該商標の出願による権利化の手続きを行うか否かに関する決定を行うものとする。

- 2 理事長は、その権利化を行わないと決定したときは、その旨を速やかに当該役職員等に通知する。
- 3 登録商標の権利を更新する場合は、当該商標の更新を行おうとする役職員等が第17条の届出を行うものとする。

第6章 ノウハウ

(届出)

第19条 役職員等は、自己が創出したノウハウが次の各号のいずれかに該当する場合は、様式1-1により知的財産創出の届出書を所属ユニット長を経由して理事長に提出しなければならない。

- 一 有償又は無償を問わず研究所以外の者に使用させる場合
- 二 財産的価値が顕在化した場合
- 三 その他必要と認める場合

(職務発明等の認定等)

第20条 理事長は、前条の届出を受理したときは、速やかに当該届出に係るノウハウが職務発明等である

かどうかの認定を行うものとする。

- 2 理事長は、本条第 1 項の認定を行った場合は、直ちにその結果を、理由を付して、当該役職員等にその所属するユニット長を経由して通知するものとする。
- 3 本条第 1 項で職務発明等と認定された場合は、ノウハウに係る権利は研究所が承継する。職務発明者は、速やかに当該権利に係る譲渡証書を様式 2 により理事長に提出するものとする。
- 4 本条第 1 項で職務発明等ではないと認定された当該役職員等は、当該ノウハウに係る権利を所有するものとする。

(ノウハウの管理)

第 2 1 条 理事長及び当該ノウハウを創出した役職員等は、研究所が権利を承継したノウハウを厳重に秘匿、管理しなければならない。

(ノウハウに係る補償)

第 2 2 条 ノウハウの創出者に対し、当該ノウハウに係る権利の研究所への譲渡対価として、第 7 条第 1 項第 3 号の規定に定める実施補償金を支払うものとする。

第 7 章 成果有体物

(届出)

第 2 3 条 役職員等は、自己が創出又は取得した成果有体物が次の各号のいずれかに該当する場合は、様式 1-1 により知的財産創出の届出書を所属ユニット長を経由して理事長に提出しなければならない。

- 一 有償又は無償を問わず研究所以外の者に譲渡する場合
- 二 財産的価値が顕在化した場合
- 三 その他必要と認める場合

(職務発明等の認定等)

第 2 4 条 理事長は、前条の届出を受理したときは、速やかに当該届出に係る成果有体物が職務発明等であるかどうかの認定を行うものとする。

- 2 理事長は、本条第 1 項の認定を行った場合は、直ちにその結果を、理由を付して、当該役職員等にその所属するユニット長を経由して通知するものとする。
- 3 本条第 1 項で職務発明等と認定された場合は、成果有体物に係る権利は研究所が承継する。職務発明者は、速やかに当該権利に係る譲渡証書を様式 2 により理事長に提出するものとする。
- 4 本条第 1 項で職務発明等ではないと認定された当該役職員等は、当該成果有体物に係る権利を所有するものとする。

(成果有体物の管理)

第 25 条 研究所が権利を承継した成果有体物については、当該成果有体物を創出又は取得した役職員等が、その管理を行うものとする。

(成果有体物の受入)

第 26 条 役職員等が、研究所における教育及び研究のために第三者から、当該第三者の成果有体物を受け入れる場合には、研究所と当該第三者との契約に基づき、これを行うものとする。

2 役職員等は、他機関からの成果有体物受け入れに際し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 成果有体物の提供を受け入れることについて、関連する研究に関わる者から同意を得ること。
- 二 成果有体物の提供を受け入れることが法令及び研究所の規程等に違反しないこと。
- 三 成果有体物の提供を受け入れることが国及び研究所が定める倫理指針に違反しないこと。

(届出者への通知)

第 27 条 理事長は、第 23 条により届出のあった場合は、契約書等の内容等を確認し、成果有体物の移転及び受け入れの是非について速やかに届出者に通知するものとする。

(成果有体物の持ち出しの禁止)

第 28 条 役職員等は、異動又は離職後も在職中に研究所において職務上得た成果有体物を、理事長の承認を得ずに、持ち出してはならない。

(成果有体物に係る補償)

第 29 条 成果有体物の創出者又は取得者に対し、当該成果有体物に係る権利の研究所への譲渡対価として、第 7 条第 1 項第 3 号の規定に定める実施補償金を支払うものとする。

第 8 章 職務発明等の活用

(活用への取組)

第 30 条 職務発明者その他の職務発明等に関わる役職員等は、職務発明等の活用を推進するものとする。

2 理事長は、前項の活用への取組が十分ではないと判断するときは、前項の役職員等に対し、必要な取組を行うよう求めることができる。

(他への実施又は利用の許諾)

第 31 条 理事長は、研究所が所有する職務発明等に係る権利について、他へ実施又は利用の許諾を行うことができるものとする。

2 前項により実施又は利用の許諾をする場合には、その許諾を受けようとする者に、様式 3 によって、当該実施又は利用許諾の申請書及び具体的な活用計画を提出させるものとする。

3 理事長は、前項の活用計画が妥当でないと考えられるときは、申請者に対してその変更を求めることができる。

第32条 理事長は、研究所が有する職務発明等に係る権利の独占的若しくは優先的な実施又は利用の許諾を行う場合は、一般へ公示するとともに異議申し立ての機会を与えることとする。

(他への譲渡)

第33条 理事長は、研究所が所有する職務発明等に係る権利を、他へ譲渡することができるものとする。

2 前項により譲渡する場合には、その譲渡を受けようとする者に、様式4によって、当該譲渡の申請書及び具体的な活用計画を提出させるものとする。

第34条 理事長は、研究所が有する職務発明等に係る権利を他へ譲渡する場合は、一般へ公示するとともに異議申し立ての機会を与えることとする。

(成果有体物の譲渡)

第35条 前二条の規定にかかわらず、研究所が所有する成果有体物の譲渡は、国立研究開発法人国立環境研究所環境標準試料等分譲規程（平成13年規程第33号）に従って行うものとする。

第9章 雑則

(知的財産審査会)

第36条 研究所に知的財産審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、理事長の諮問に応じ、職務発明等の認定、出願及び権利放棄その他の知的財産に関する事項を審議する。

3 審査会は理事長が指名する委員若干名をもって組織する。

4 審査会に会長を置き、会長は理事長が指名する。

5 会長は、必要があると認めるときは、審査会に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

6 会長及び委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。

7 審査会の庶務は、企画部研究推進室において処理する。

(共同研究に係る特許権等)

第37条 共同研究において創出された職務発明等に係る権利の取扱いについては、国立研究開発法人国立環境研究所共同研究実施規程（平成13年規程第42号）並びに当該権利に関するその他の契約上の規程に定めるもののほか、この規程の定めによる。

(外国出願)

第38条 この規程により研究所が取得する権利は、外国法の適用を受けることにより、その外国法において定める権利となるものを含むものとする。

(守秘義務)

第39条 職務発明者及びその知的財産の内容を知り得た関係者は、研究所及び当該職務発明者の利害に係る事項について、その秘密を守らなければならない。

(異議申立て)

第40条 役職員等は、自己が創出した知的財産に係る第4条第1項、第9条第1項、第14条第1項、第20条第1項及び第24条第1項の認定に対して異議があるときは、それぞれ第4条第2項、第9条第2項、第14条第2項、第20条第2項及び第24条第2項の通知を受けた日から1ヶ月以内に、様式5によって理事長に対し異議の申立てをすることができる。

2 理事長は、前項の申立てを受けたときは、その日から2ヶ月以内に事案の決定を行い、その結果を速やかに当該役職員等に対し書面で通知するものとする。

(退職後の扱い)

第41条 役職員等が研究所を退職後に完成させた知的財産であっても、当該知的財産の創出が、研究所の管理する資金、施設、設備、装置及びその他の資源の使用により形成されているものである場合は、研究所は、当該知的財産に係る権利について相応の持分を有するものとする。

第42条 役職員等が退職をした場合においても、第7条各号、第12条各号、第16条、第22条及び第29条の補償を行う。ただし、通常の連絡手段によって研究所からの連絡が不能の状態が1年を超した場合においては、当該役職員等は第7条各号、第12条各号、第16条、第22条及び第29条の補償金を請求する権利を喪失するものとする。

(役職員等以外の者が創出した知的財産の取扱い)

第43条 役職員等以外の者が研究所における研究に参画し、そこで創出された知的財産の創出に寄与した場合には、研究所と当該役職員以外の者又は当該役職員以外の者の所属機関との間に別段の合意がある場合を除き、当該知的財産の取扱いは、役職員等が創出した知的財産の取扱いに準ずるものとする。

第44条 この規程に定めるもののほか、知的財産に関する必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成13年4月1日より施行する。

改正附則（平成18年4月1日）

この規程は、平成18年4月1日より施行する。

改正附則（平成19年6月1日）

この規程は、平成19年6月1日より施行する。

改正附則（平成24年10月1日）

- 1 この規程は、平成24年10月1日より施行する。
- 2 平成24年9月30日以前に届出がなされた知的財産にあつては、改正前の規程が適用されるものとする。

改正附則（平成27年4月1日）

- 1 この規程は、平成27年4月1日より施行する。
- 2 平成27年3月31日以前に届出がなされた知的財産にあつては、改正前の規程が適用されるものとする。

改正附則（平成28年4月1日）

- 1 この規程は、平成28年4月1日より施行する。
- 2 平成28年3月31日以前に届出がなされた知的財産にあつては、改正前の規程が適用されるものとする。

改正附則（平成29年7月3日）

- 1 この規程は、平成29年7月3日より施行する。
- 2 平成29年7月2日以前に届出がなされた知的財産にあつては、改正前の規程が適用されるものとする。

改正附則（平成31年2月19日）

- 1 この規程は、平成31年2月19日より施行する。

知的財産創出の届出書

平成 年 月 日

国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 殿

所属
職名
氏名 印
内線/e-mail

私は下記の知的財産を創出いたしましたので、国立研究開発法人国立環境研究所職務発明規程第3条の規定により関係書類を添えてお届けします。

記

1. 知的財産の名称と種類

(1) 名称

(2) 種類 (該当するものに○)

発明 考案 意匠 植物の新品種

著作物 (プログラム、データベース) ノウハウ 成果有体物

2. 所内共同発明者の有無 (有の場合は、所属・氏名・発明等への寄与分) (※1)

3. 所外共同発明者の有無 (有の場合は、機関名・所属・氏名・発明等への寄与分) (※1)

4. 知的財産創出に至った経緯 (※2)

5. 産業技術力強化法 (日本版バイドール法) との関連 (※3) (該当するものに○)

5. 1 委託費 (環境省推進費、地球一括等) による成果かどうか

(1) 委託費による成果である (2) 委託費による成果でない

5. 2 委託費による成果であるとき、出願に関する委託元や課題代表への相談状況

(1) 委託元に相談して承認を得た (2) 相談中 (具体的状況:)

(3) 今後、相談を予定

(知的財産取扱規程 様式 1 - 1)

6. 創出した知的財産の説明 (※4)

6. 1 創出した知的財産に関するキーワード (5つ程度)

6. 2 従来技術の概要と問題点

6. 3 本知的財産の概要 (必要な場合は、図の貼り付け、または添付)

6. 4 権利化したいポイント (発明、考案、意匠及び植物の新品種の場合)

6. 5 実用化の見通しと実施希望機関の有無

6. 6 産業上の利用価値 (市場の大きさ等)

6. 7 特許法等による登録の要否 (プログラム及びデータベースの場合)

6. 8 管理上注意すべきポイント (ノウハウ及び成果有体物の場合)

7. 優先権を主張する先願がある場合はその出願番号と名称 (※5)

8. その他、発明者として主張したい事項 (※6)

9. センター長等の意見 (※7)

所属 氏名 印

備考

- ※1 共同発明等の場合は、各人の寄与分を%で記入すること。所外の共同発明者がいる場合は、その寄与分を加えて100%になるようにすること。
- ※2 職務との関連性、使用した資金および施設、関連するプロジェクト名等を記入すること。
- ※3 原則として、受託研究の成果として得られた知財は委託元に帰属するが、本研究所に帰属させることができる場合がある。詳細はイントラネットの知的財産に関するページを確認すること。
- ※4 発明や考案の場合は、6. 1～6. 6の項目について全て記入すること。
- ※5 特許、考案、あるいは意匠を創出し、その創出が先に出願した発明(先願)を基礎とした場合には、その先願の出願番号と名称を記入すること。
- ※6 国際出願や早期審査制度利用等の申請を行いたい場合は、その理由を含めて記入すること。その他、発明者として主張したい事項を自由に記入すること。
- ※7 職務との関連性は必ず記入すること。

商 標 登 録 の 届 出 書
(新 規 ・ 更 新)

年 月 日

国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 殿

所属
職名
氏名 印
内線/e-mail / @nies.go.jp

下記の商標の出願について、国立環境研究所知的財産取扱規程第17条の規程により、届け出ます。

記

1. 商標登録出願をする商標等の内容

- (1) 管理名称 (※1):
- (2) 詳細 (※2):

2. 商標等の区分

- (1) 区分: 第 類、第 類 (計 区分)
- (2) 指定商品・指定役務:

3. 商標登録の目的(※3)、案出や取得の経緯 (※4)、使用予定

4. 著作権の帰属

(図形・記号、立体商標、音商標、動き商標、ホログラム商標等の場合)

5. ユニット長等の意見

ユニット名
ユニット長 印

(知的財産取扱規程 様式 1 - 2)

※1：文字商標以外の場合、所内で管理するために使用いたします。

※2：商標の種類に応じて、次のように記載してください。

(1) 文字商標

字体指定の有無も記載。特に指定が無ければ標準文字とする。

(2) 図形・記号、立体商標、色彩のみからなる商標、位置商標、音商標
画像、図面、楽譜等を貼付。

(3) 動き商標、ホログラム商標等、貼付困難なもの

情報を取得できる URL 等を記載するか、見本等を別添。

※3：商標登録には、次のような目的が考えられます。

(1) 第三者による不正使用を防ぎ、差止請求等の権利行使を可能とする目的。

(2) 第三者が類似する商標権を取得してしまう可能性があり、商標権者から使用を差し止められることのないようにする防衛的な目的。

(3) 特許庁の審査を経た商標として示すことで、第三者の権利を侵害することなく作成された商標であることを明示し、紛争リスクを低減する目的。

※4：経緯について、次に該当する場合は必ず記載してください。

(1) 役職員が研究所の発意に基づき、職務の範囲で案出したもの。

(2) 外部に制作を依頼したもの。

譲渡証書

年 月 日

譲受人
国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 殿

所 属
職 名
氏 名
内線/e-mail
印

私は下記の知的財産に係る特許を受ける権利等を貴殿に譲渡いたします。なお、私のこの知的財産に係わる持分は、下記のとおりであることに相違ありません。

記

1. 知的財産の名称

2. 創出者及び持分

知的財産権実施許諾申請書

年 月 日

国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 殿

所 属
職 名
連絡先住所・電話番号

氏 名 印
e-mail

下記のとおり、貴所が保有する知的財産権の実施許諾をお願いしたく、実施計画書を添えて申し込みます。

記

1. 対象となる知的財産権

出願番号	
登録番号	
知的財産の名称	
出願人(持分比率)	
発明者(発明当時の所属、寄与率)	

2. 実施権の種類及び内容

3. 実施の目的

4. 実施の始期及び期間

5. 実施料

6. その他参考となるべき事項

7. 添付書類

- (1) 実施計画書
- (2) その他

実 施 計 画 書

1. 実施を行う知的財産権

名 称：
出願番号：
登録番号：
知的財産権者：

2. 申し込みの理由

- (1) 業務的背景 (業務内容及び業界での地位、製品実績など)

- (2) 技術的背景 (本知的財産の実施の前提となる保有技術力)

- (3) 本知的財産の評価 (本知的財産実施の必要性など)

- (4) 本知的財産の適用方針 (本知的財産をどのように営業に結び付けていくかなど)

3. 実施計画

(1) 製造予定場所

社名・工場名：〇〇社 〇〇工場
住 所：
電 話 番 号：

(2) 製造品目、用途及び発明の適用内容

製造品目：(実施許諾技術を適用する製品の名称)
製品概要：(その製品の概要、製品イメージ図)
用 途：(その製品の用途)
発明の適応内容：(製品のどこに実施許諾技術を適用するのか)
販 売 先：(販売が見込まれる相手方、分野等)

(3) 開発期間

(知的財産取扱規程 様式3・4用添付書類)

4. 開発終了後、3か年の販売予想

年度 項目	1年度	2年度	3年度	合計
販売数量				
販売単価				
販売高				
総原価				
営業利益				

(注) 年度は、開発終了後1年目、2年目、3年目を意味します。
販売単価は平均的な単価を採用してください。

5. 財政の状況 (年 月 日現在)

資本金： 円
総資産： 円
売上高： 円
従業員数： 名
利益： 円
配当：

以上

知的財産権譲渡申請書

年 月 日

国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 殿

所 属
職 名
連絡先住所・電話番号

氏 名 印
e-mail

貴所が保有する知的財産権のうち、貴所に帰属している持分について、下記理由および条件の下で、譲渡をお願いしたく申し込めます。

記

1. 対象となる知的財産権

出願番号	
登録番号	
知的財産の名称	
出願人 (持分比率)	
発明者 (発明当時の所属)	

2. 譲渡申請の理由

3. 譲渡の条件

- (1) 本知的財産権のために、これまで貴所が支出した出願・維持経費を含め、貴所と申請者が合意に至った譲渡対価を、申請者が支払うこと。
- (2) 本申請が承認された場合、申請者は自らの費用で本知的財産権の名義変更を行うこと。
- (3) 本譲渡がなされた場合、申請者は当該知的財産権についての各種通知を貴所に行うこと。

4. 添付書類

- (1) 実施計画書
- (2) その他

異 議 申 立 書

年 月 日

国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 殿

所属
職名
氏名
内線/e-mail

印

下記の職務発明に係る決定について、国立研究開発法人国立環境研究所知的財産取扱規程第40条に基づき、ここに異議を申立てます。

記

- 1 異議申立に係る決定
次の発明に係る 年 月 日付け通知書による決定

- 2 異議申立の趣旨と理由

- 3 その他添付書類
 - (1) 通知書の写
 - (2) 異議申立の理由を裏付ける証拠その他参考文書等